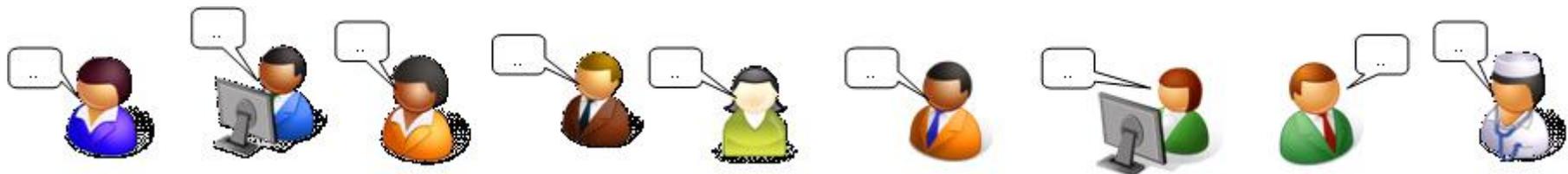


パーソナルデータに関する 制度、技術、ビジネスの方向性について

2014年1月29日

セコム（株）IS研究所 松本 泰



パーソナルデータに関する 制度、技術、ビジネスの方向性について

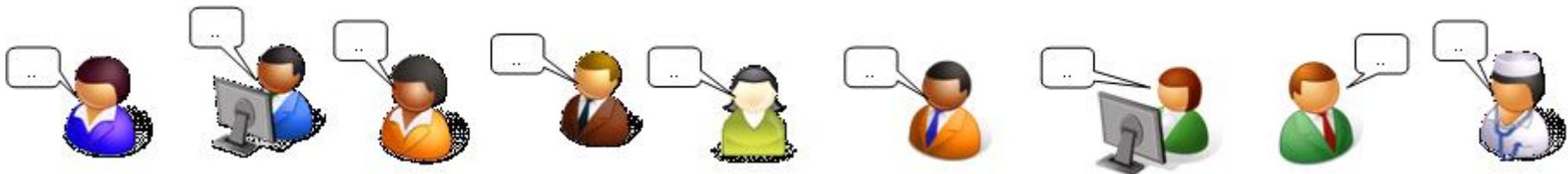
- パーソナルデータの利活用のための「匿名化」の議論
 - 2014年12月に発表された二つの重要な文書
 - 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」
 - 「技術検討ワーキンググループ報告書」
 - 同意を不要とする第3者提供の考え方
- 個人情報保護法の改正と第3者機関に関する議論
 - 番号法の「特定個人情報保護委員会」
 - 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」で示唆された個人情報保護法の改正

パーソナルデータの利活用のための (誤解が多い) 匿名化の議論

-2014年12月に発表された二つの重要な文書

- ・「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」
- ・「技術検討ワーキンググループ報告書」

-同意を不要とする第三者提供の考え方



「パーソナルデータに関する検討会」の成り立ち

- 「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）
 - ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進
 - そのための「IT 総合戦略本部の下に新たな検討組織」
 - 検討課題として
 - パーソナルデータの利活用のルールを明確化 →○
 - 個人情報保護ガイドラインの見直し →△
 - →「見直し方針」では、ガイドラインの見直しでは難しい
 - 第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針（ロードマップを含む）を年内に策定する。→○
- 規制改革会議・創業等ワーキング・グループ・報告書の指摘事項
 - ビッグデータの利活用を阻害する理由の一つとして個人情報保護法に起因する問題
 - 事業者にとって、個人情報の利活用のルールが明確でない →○
 - どの程度データの加工等を実施すれば個人情報保護法の制限を受けることがなくなるのかを明確化 →△
 - #第3者提供データを非個人情報として同意を不要にする意図
 - →「見直し方針」では、「非個人情報化」を否定

パーソナルデータに関する検討会

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員：本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

新戦略推進専門調査会（親会）

会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）

委員：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議

電子行政オープンデータ実務者会議

パーソナルデータに関する検討会

ITコミュニケーション活用促進戦略会議

情報セキュリティ政策会議

電子行政分科会

農業分科会

医療・健康分科会

人材育成分科会

防災・減災分科会

新産業分科会

道路交通分科会

規制制度改革分科会

ワーキンググループ
データ

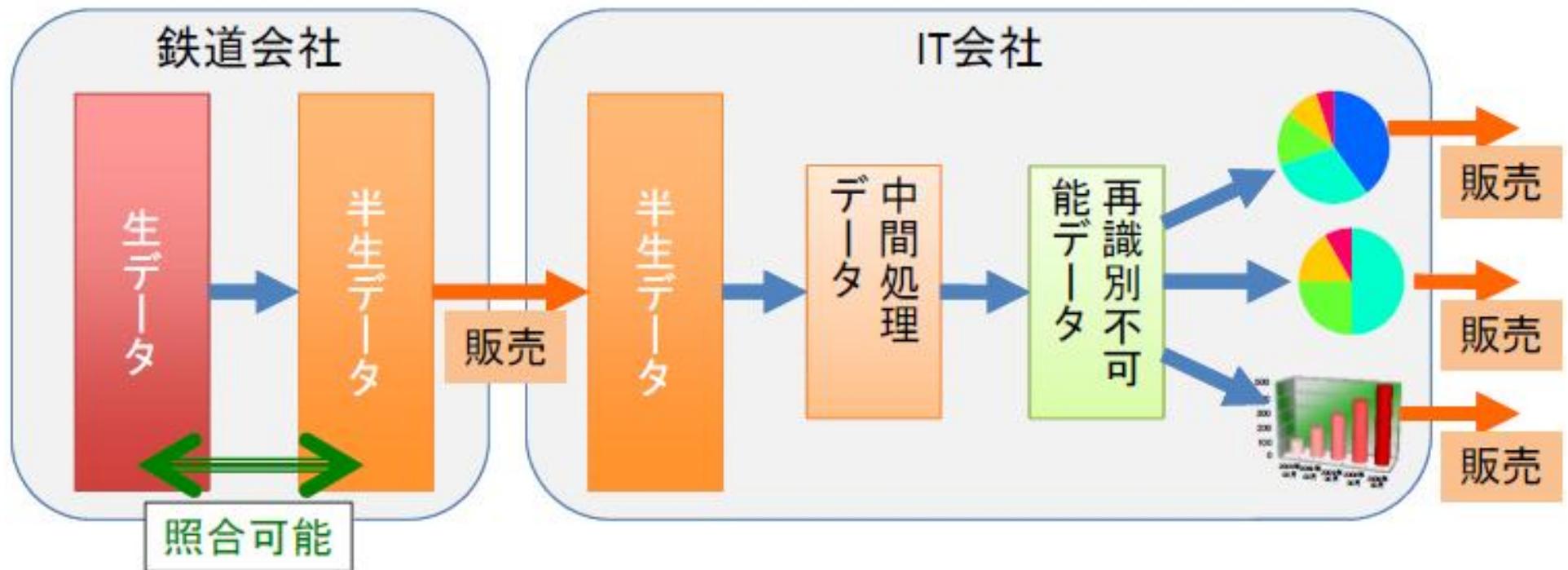
ワーキンググループ
ルール・普及

ワーキンググループ
技術検討

パーソナルデータの課題は、分野横断の共通課題！！

パーソナルデータに関する検討会 第2回検討会での鈴木正朝構成員の提出資料

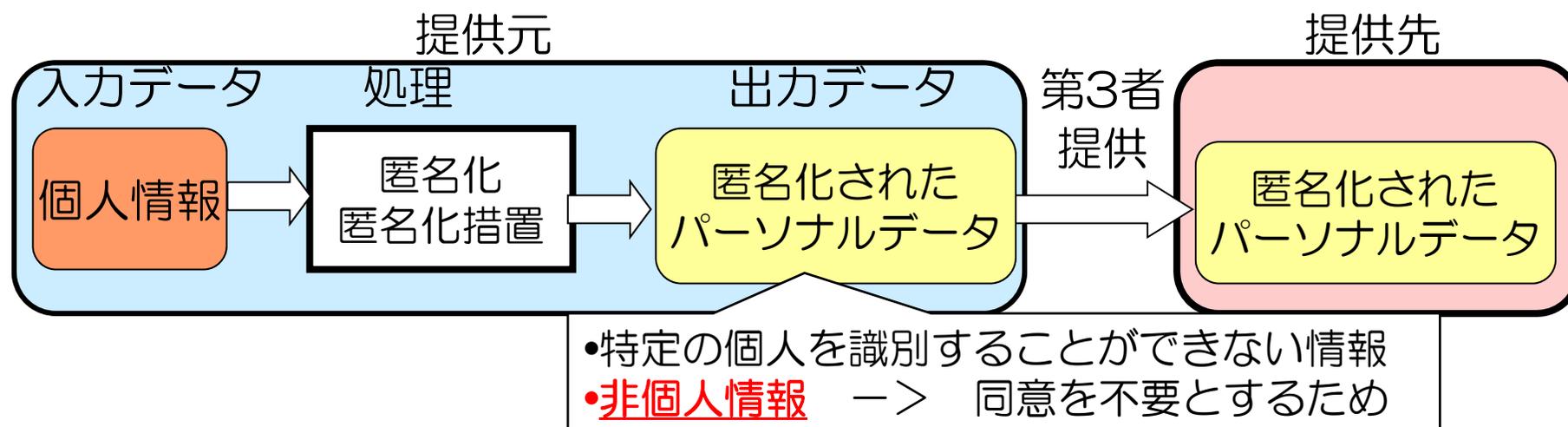
モデル1: ガイドライン対応
モデル2: 立法措置で実現



* 某交通カードの乗車履歴データ提供事案（現行法制下で違法）

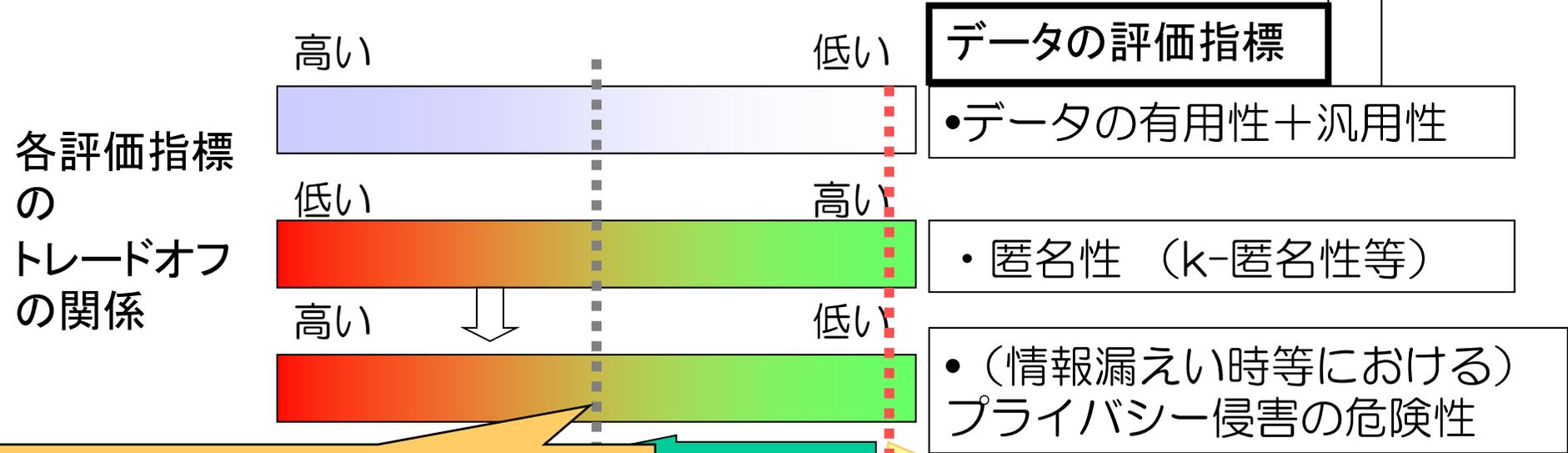
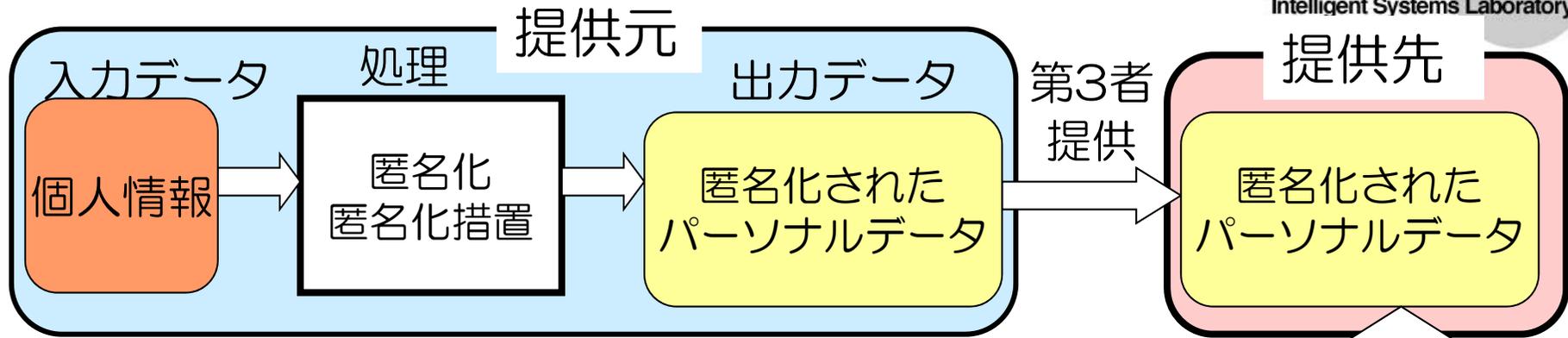
パーソナルデータに関する検討会からの 匿名化されたパーソナルデータの扱いの質問と 技術検討WGからの（冷たい??）返答

- （１） 現行法の解釈論として導入可能な「どの水準まで匿名化すれば、特定の個人を識別することができない情報（非個人情報）となるか」の技術的内容について
 - > 情報の利活用における有用性を全く失うことなく、いかなる個人情報をも対象とした匿名化手法はない



- （２） 新たな立法措置を前提とした匿名化措置を施した個人データの取扱いについて
 - > 新たな法的措置が定まっていない現時点で明確に規定することは困難

「匿名性」と「汎用的な有用性」のトレードオフ



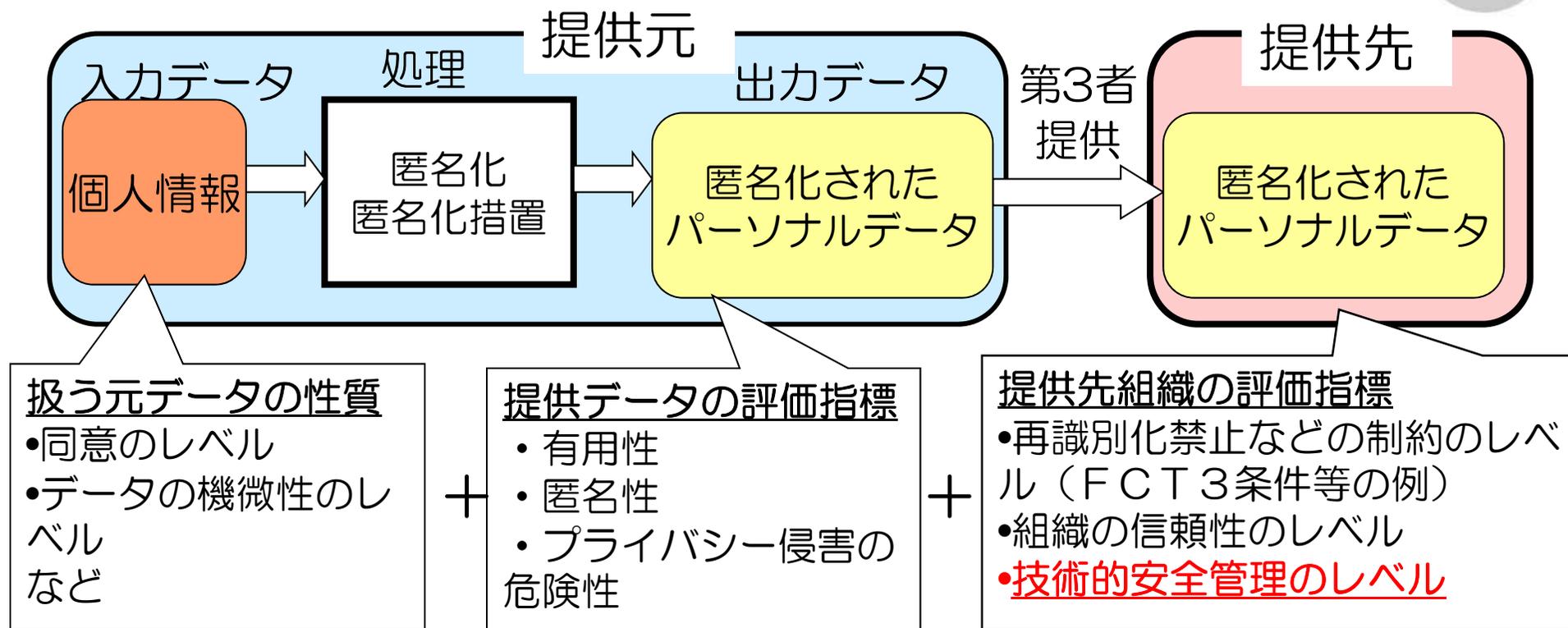
FTC 3条件等に類似した制度的制約等により、より有用性のあるデータの利活用を可能にする

水準 (レベル)

どの水準まで匿名化すれば、特定の個人を識別することができない情報 (非個人情報) となるか

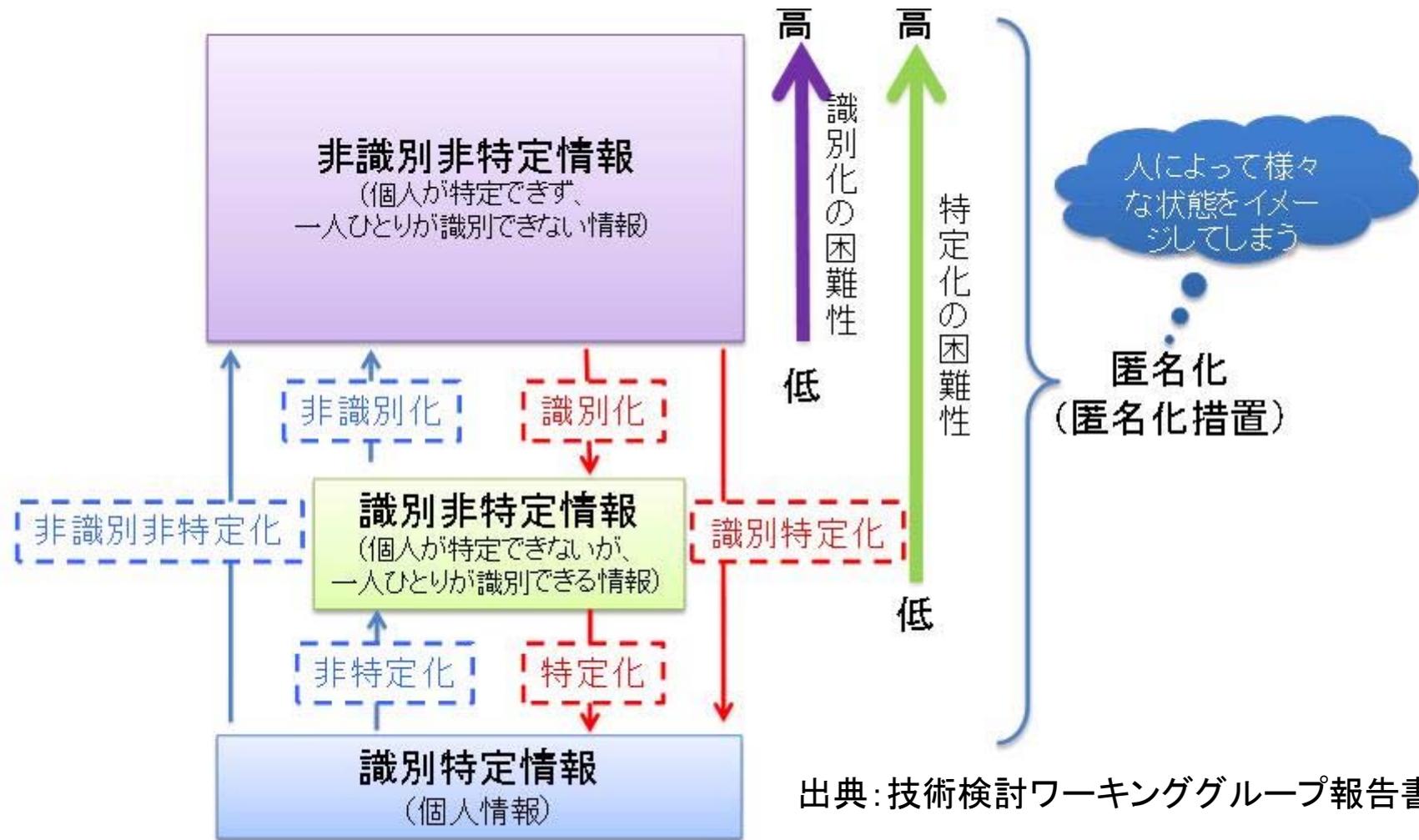
データの有用性+汎用性もなくなる

松本の意見としては、総合的なリスク評価



・ 第3者提供データの匿名性の水準ないしレベル（データの性質であり匿名化技術のレベルではない）だけが重要なのではなく、匿名性のレベルを含め、その他の要素（機微性、組織の信頼性（ガバナンス等）、技術的信頼性（情報セキュリティ）、再識別化禁止等の契約での縛り）等の総合的な（プライバシーインパクトの）リスク評価（の指標）が重要なのではないか

「技術検討ワーキンググループ報告書」 における用語の定義



議論を錯綜させてきた原因の一つは**匿名化**という用語の曖昧さ
用語に関する共通の理解がない限り、議論は錯綜する！！

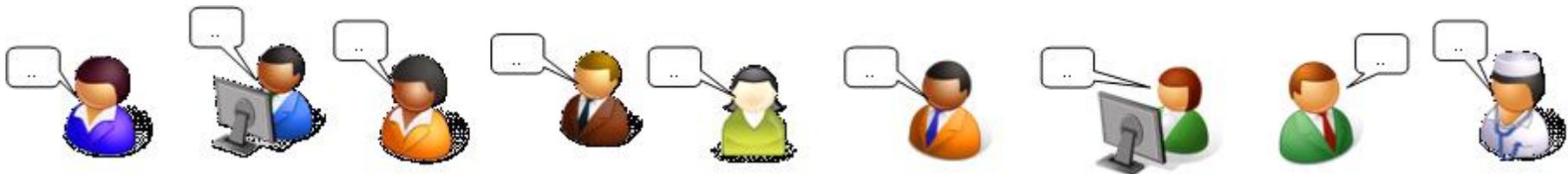
検討会以前・以後の第三者提供の考え方の違い

- 第三者提供の考え方
 - 検討会以前の現行法における考え？（規制改革会議等の要求）
 - 同意を不要とするための匿名化技術の要件 – ガイドライン等
 - 現行法において同意を不要は、非個人情報化という考え
 - そのための匿名化技術と一定の水準の匿名化を求められた
 - 検討会で示された方向性 – 改正が前提？
 - 「第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者(提供者及び受領者)が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる」
 - 提供データは個人情報保護法の制限を受けなくなる訳ではない
- 「所要の法的措置」を前提にした第三者提供するデータの表現
 - パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針
 - 個人が特定される可能性を低減したデータ
 - 第三者提供における本人の同意を要しない類型
 - 技術検討ワーキンググループ報告書
 - 個人の特定性が低減された個人情報
 - (仮称) 法第23条第1項適用除外情報

パーソナルデータの利活用のためには、同意を不要とした、プライバシーリスクが残存したデータの第3者提供の枠組みが必要

個人情報保護法の改正と第3者機関に関する論点

- 個人情報保護法の改正と第3者機関に関する論点
 - 番号法の「特定個人情報保護委員会」
 - 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」で示唆された個人情報保護法の改正



番号制度で必要とされた第3者機関 についての1999年頃の議論

- ・ 我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)
- ・ 平成11年11月
- ・ 高度情報通信社会推進本部
- ・ 個人情報保護検討部会
- ・ <http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/991119tyukan.html>
- ・ ※1 監督機関について
- ・ EUにおける「データ保護庁」のようなあらゆる分野を通じた規制権限を有する監督機関の創設は、一般多数の事業者に対する規制措置によって本来自由であるべき事業活動を大幅に制約することとなるなど、我が国の現状にかんがみると適切ではなく、また、**行政改革や規制緩和の流れにも反するところである。**
- ・ また、EU各国においても、データ保護庁は、まだ十分に機能、定着していないとの指摘もあり、このようなことから、我が国においては、基本的方向として、これを代替し得る全体として実効性ある事後救済システムの構築等を目指すことがむしろ適切であると考えられる。

・ 2013年成立した番号法では、情報連携を円滑に進めるために、（また行政改革のため？）「第3者機関」が必要という結論になった。

番号制度との関係

- なぜ番号制度において、過去に否定された「第3者機関」が必要になったのか？
 - (松本の理解では) 組織内や特定の分野内における最適化から、組織や分野を超えた最適化へ
 - 一> 組織、分野を超えた情報連携
 - 一> そのためには、組織、分野を超えた制度の整合と調整
- 番号法の付則（附則第6条）
 - 「政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報保護に関する国際的動向等を勘案し、**特定個人情報以外の個人情報**の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」

特定個人情報保護委員会から**個人情報保護委員会**へ？

- 第三者機関の役割
 - 第三者機関の役割は「特定個人情報保護委員会」と類似であり、その分野の拡大に見える
 - 国際化対応、分野横断、PIA、etc...
 - 「特定個人情報」だけでなく「個人情報」も
 - 「特定個人情報保護委員会」から「個人情報保護委員会」へ
 - #ただし、分野に関しては
 - 高度に専門的な知見が必要とされる分野（中略）パーソナルデータの取扱いについては、関係機関が専門的知見をもって対応すること等について検討
 - -> 「医療等分野」との関係の結論を先延ばし？
- 「個人情報の範囲??」と「新たな類型」 -- まだまだ議論が足りない
 - 保護されるパーソナルデータの範囲については、実質的に個人が**識別**される可能性を有す（この「識別」は「識別特定」だけではない??）
 - 技術検討WG報告書の記述 - 従来からの容易照合性の議論はしていない
 - 「何が個人情報に該当するのかの判断は、**技術の進歩や社会環境の変化**に応じてなされることが重要であると考えられる」
 - 新たな類型
 - 第三者提供における本人の同意を要しない類型
 - センシティブデータ（の類型） - その特性に応じた取扱いを行う

参考

ビジネス

行き過ぎた個人情報保護はイノベーションを阻害する

ビッグデータ・オープンデータが社会を変える

医療に関するパーソナルデータは利活用されるべき

経済産業省
IT融合フォーラム
パーソナルデータWG

匿名化により自由にデータを使わせるべき

経済産業省
パーソナル情報研究会

情報大航海プロジェクト
パーソナル情報保護・解析基盤

k - 匿名性、l - 多様性、
l - 多様性

差分プライバシー

準同型暗号による処理

EUのデータ保護法は非関税障壁

第三者機関設立は、規制緩和に反する

このままでは、ネットビジネスは、全て米国に持って行かれる

総務省 パーソナルデータの利用・流通に関する研究会

SUI**の第三者提供は違法だ

情報大航海（後悔）プロジェクトってなんだっけ？

プライバシー権は、新しい人権

私の個人情報はどこにあるの？

個人情報保護法を国際基準に合わせて改正すべき

内閣府
パーソナルデータに関する検討会

消費者庁
個人情報保護専門調査会

FTC3要件って何だ

総務省3要件って何が違うの？

通信の秘密は原則

レセプト情報の活用は慎重に

「共通番号制」絶対反対！！

技術

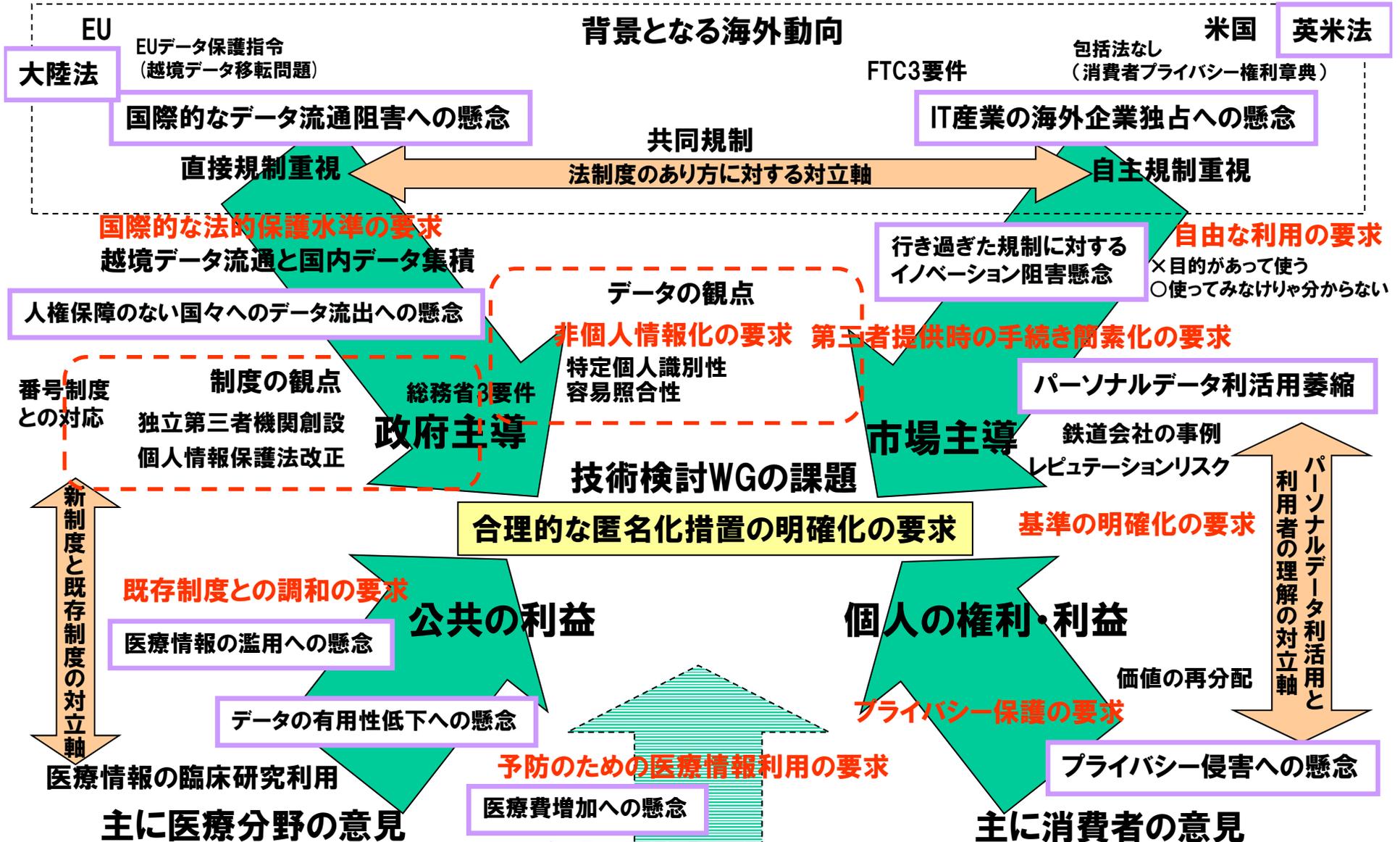
利用者

権利

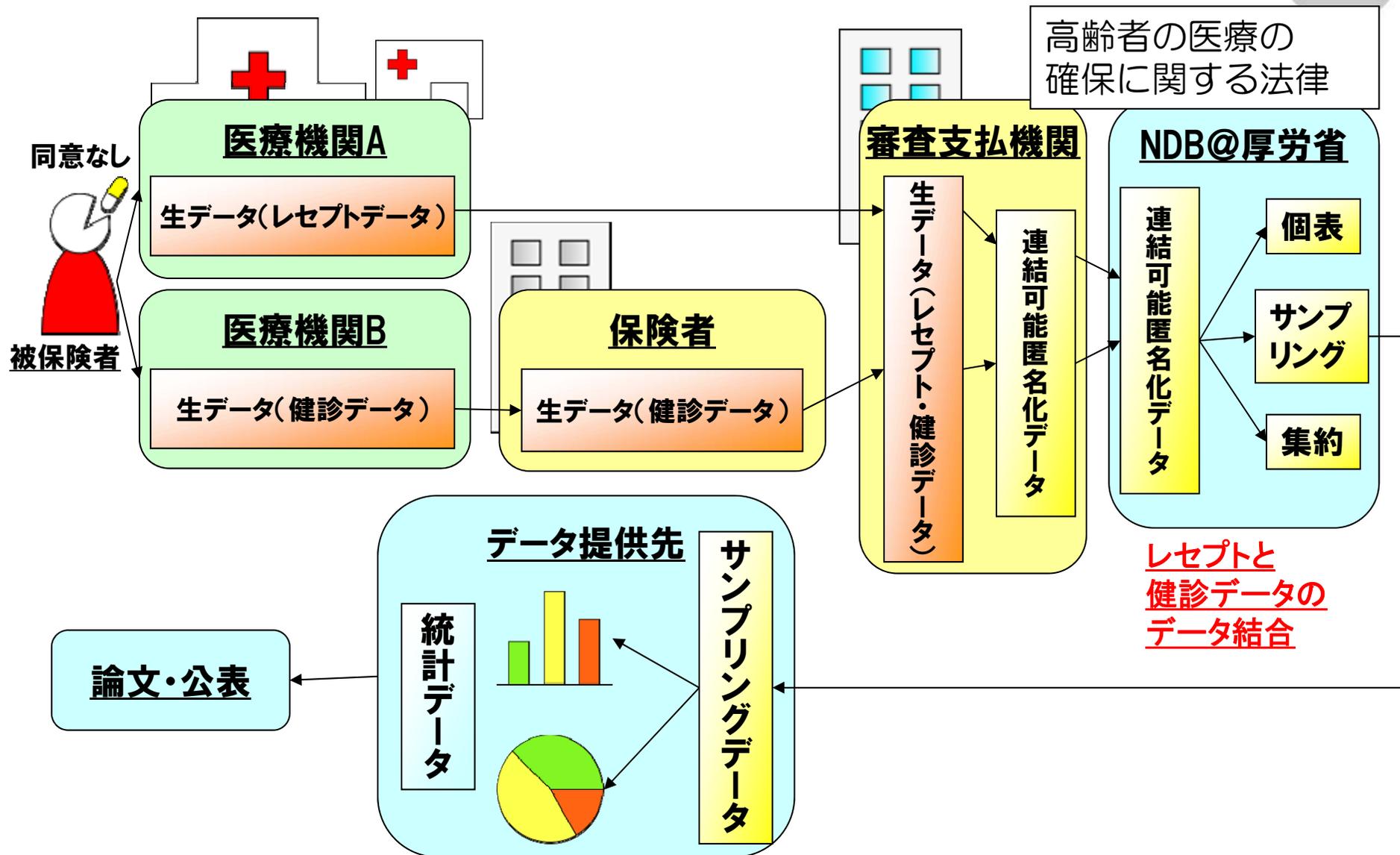
パーソナルデータに関する検討会の背景となる利害関係

主に国際協調の立場の意見

主にIT業界の意見



医療情報データベース基盤整備事業（データ結合の事例） ナショナルデータベース(NDB)



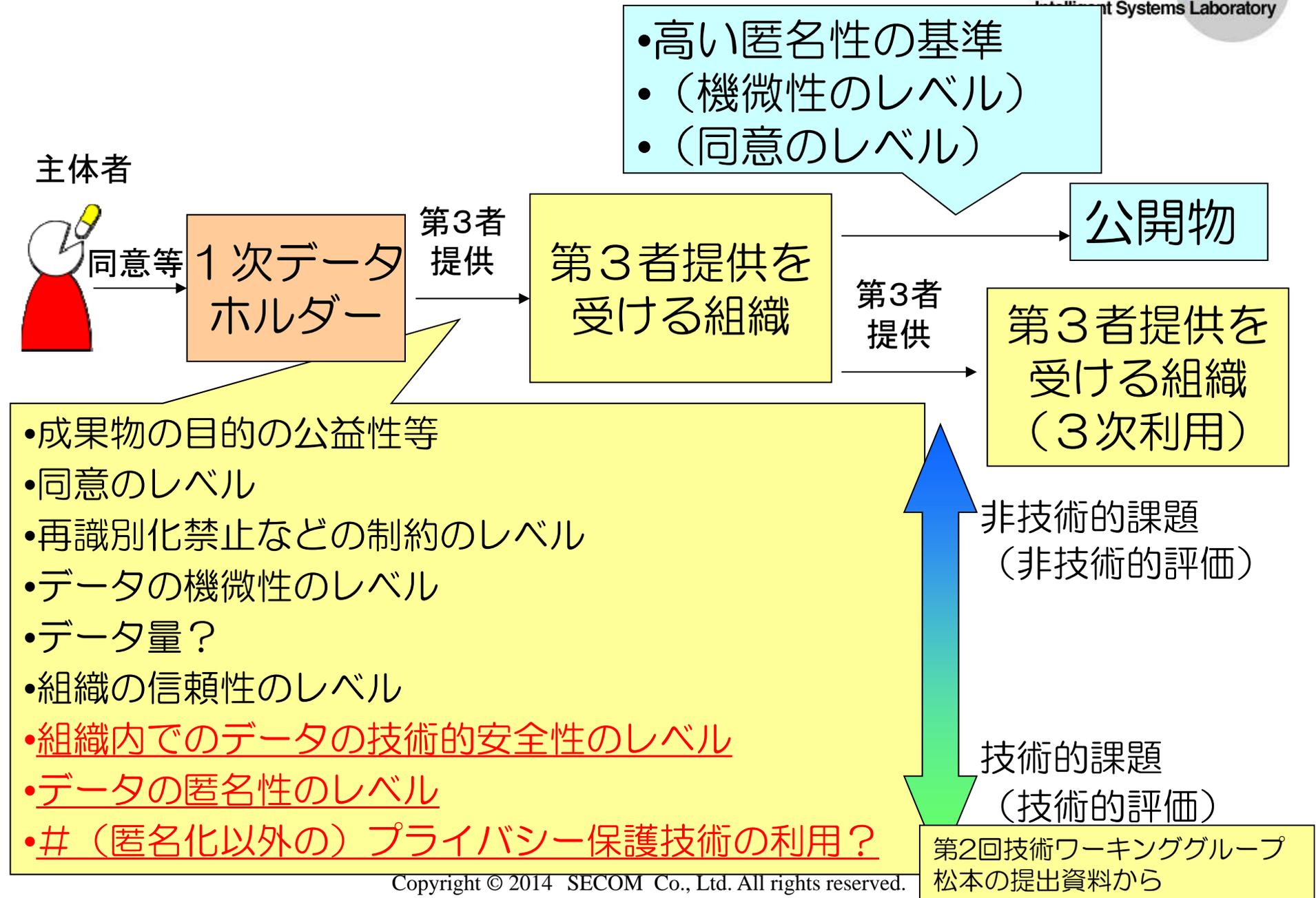
レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン 第2回技術ワーキンググループ
松本の提出資料から

医療等分野のパーソナルデータの利活用の特性

第2回技術ワーキンググループ
松本の提出資料から

- 利活用は公益性の性格が非常に強い（社会的合意性？）
- 有益な2次利用のためのパーソナルデータの要求
 - 医療情報の2次利用の必要な情報の粒度（高い匿名性との相反する要求？）
 - 個人の連結可能(匿名)性が重要
 - 追跡性、トレーサビリティ（不正防止性）、状況特定性、地域性等の要求
 - データ集積・結合の要求（集積・結合後の2次利用？）
 - 集積： 医療機関等の1次パーソナルデータホルダーの規模が小さい
 - 結合： 健康診断票とレセプトの結合等。個人番号、医療等ID(仮称)等によるデータ結合の要求
- データ利活用のための条件（匿名化の意味も多様に解釈されている）
 - 倫理委員会や第三者機関による審査等を持つものが多い
 - 無秩序なデータの利活用を防ぐため、利用する情報や公開の方法は、倫理委員会等で評価される（こうした組織では、技術的評価は難しい？）
 - 個人情報と匿名情報の境界線は曖昧であり「個人情報保護法」の適用範囲も曖昧だが、これはユースケース毎のガイドライン、指針等でカバーしている
 - 医療等分野全体としては、医療等分野の特別法（特例法）の検討がある
- 同意との関係（同意だけに頼らないことも要求されている？）
 - 本人同意の原則をそのまま適用することが困難な場合も多い

利活用の特性を踏まえた第3者提供の考察



厚生労働省の診療データ 約8割が活用できず

(出典：2013年11月3日のNHKのニュース)

- 厚生労働省が4年前からデータベースに蓄積している診療報酬明細書のおよそ58億件のデータのおよそ80%が、特定健診のデータと突合できず、糖尿病など生活習慣病の対策に活用できなくなっていることが分かりました。厚生労働省は研究班を作って原因の調査を始めました。このデータベースは、生活習慣病の対策に役立てようと、特定健診でメタボリックシンドロームと診断された人が、その後どのような病気になりいくら医療費がかかっているかなどを分析するため、厚生労働省が、4年前に5億円余りをかけて導入しました。
- これまでに、40歳以上が受ける特定健診などのデータがおよそ9000万件、その後どのような医療を受けいくらかかったかが分かる診療報酬明細書のデータが58億件余り、名前や生年月日を暗号化して登録されています。しかし、厚生労働省が去年、同じ人について健診と明細書のデータを突合して分析しようとしたところ、明細書のおよそ80%のデータが突合できなかったことが分かりました。
- 厚生労働省は、名前のデータが健診ではカタカナだったのに、明細書では漢字だったことなどから、暗号化する際、違う記号になった可能性があるとして、専門家による研究班を作って原因の調査を始めました。厚生労働省は「想定外のことで、原因を突き止めて、何とか突合できるようにしたい」としています。
- 専門家「共通番号制度利用すべき」
- 医療経済学が専門で東京医科歯科大学の川淵孝一教授は「8割が突合できないのであれば、客観的で中立的な研究事業もできず、ゆゆしき問題だ。手書きから始まった明細書とデジタル化した特定健診を突合させるのは難しく、今後導入される社会保障や税の情報を一元化するため国民一人一人に番号を割りふる共通番号制度を、医療にも利用すべきだ」と話しています。

ナショナルデータベース(NDB)の話

番号制度とパーソナルデータに関する議論



- パーソナルデータの利活用と保護の観点
 - 1次利用 主に (1) 番号制度の議論
 - 明確な曖昧性のない識別子（個人番号）の重要性
 - 医療等分野等における同意に基づくデータ転送 - (3) 医療等分野
 - 2次利用 主に (2) パーソナルデータに関する検討会での議論
 - 「匿名化」の議論 -- ビッグデータの利活用
- 組織内や特定の分野内における最適化から、組織や分野を超えた最適化へ
 - ビッグデータの活用（2次利用）や、組織、分野を超えた情報連携（1次利用）
 - 分野を超えることの難さ -- (3) 医療等分野
 - そのためのオムニバスな第3者機関？ -- (4) 個人情報保護法の改正と第3者機関に関する論点
- 紙文書、紙台帳前提ないし延長上の（制度の）時代から、デジタル技術、デジタルデータ前提のデジタル社会のための制度への流れ
 - 紙文書の電子化ではない、ボーンデジタルのための制度へ
- 個人情報（ないしパーソナルデータ）の保護のための情報セキュリティではなく、個人情報の利活用と保護のための情報セキュリティへ

今後の議論

- 成長戦略との関係 -- もっと将来ビジョンの議論が欲しい
 - 「ビッグデータによる成長戦略」「個人番号の民間利用」といった意見は多いが、ビジネスモデル等は必ずしも見えておらずビジョン不在にも見える
 - 「ビジョン不在」の中で「ルールの明確化」されることの危惧
 - 規制強化、ルールの明確化、利用目的を明確化等で、ビッグデータによるイノベーションは、可能なのか？
 - 英米法的な、グレーな領域でのイノベーション
 - 大陸法的な、ビジョン先行のイノベーション
- 技術と制度の噛み合わせの困難さ -- デジタル社会で克服すべき課題
 - 例えば
 - 1次利用 プライバシー保護技術を組み込んだ「IDカード」等
 - 2次利用 狭義の匿名技術以外の技術の取り込み（PPDM等）
 - 技術的解決策は色々とある。しかし制度と噛み合わせることが難しい。
 - 技術の理解なしにデジタル社会の制度は作れない??
- 個人情報範囲と「類型」の扱い -- 個人情報か否かの議論からの脱却??
 - リンカブルなパーソナルデータの扱い -- 範囲が無限に広がってしまう？
 - 社内情報DB（RDB）に格納された「個人番号」その「特定個人情報の範囲」
 - センシティブデータの扱い
 - 漏えい時のプライバシーリスクに応じた「安全管理措置」や「通知ルール」